

第6節 総合的防災体制の整備計画

関係機関	各課・各関係機関共通
------	------------

市及び防災関係機関は、市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ円滑な防災対策を実施するため、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災訓練などを通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努めるものとする。

第1 和泉市の組織体制の整備

和泉市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る中核的な組織体制の整備・充実を図る。

1 和泉市防災推進会議

和泉市庁議等会議規程に基づく「部長会議」を活用し、平常時における総合的、計画的な防災対策の推進を図る。

< 部長会議構成員 >

- ・市長
- ・防災担当助役、他の助役
- ・収入役
- ・教育長
- ・水道事業管理者
- ・病院事業管理者
- ・全部長級職員

2 和泉市災害警戒本部

和泉市災害警戒本部は、災害の発生のおそれがあるが、時間・規模等の推測が困難なとき、小規模災害が発生したと判断されたとき、東海地震にかかる警戒宣言の発令を認知したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、必要な災害予防対策及び応急対策を実施するために設置する。

< 本部会議構成員 >

- 本部長 防災担当助役
- 副本部長 他の助役、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者
- 本部員 全部長級職員

(状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。ただし、市域に震度4の地震が発生したときは、全構成員が自主的に参集するものとする。)

3 和泉市災害対策本部

(1) 和泉市災害対策本部

中規模又は大規模な災害が発生したとき、市域に震度5弱以上(自動設置)の地震が発生したとき、その他市長が必要と認めたときにおいて、災害予防対策及び応急対策・復旧対策を実施するために設置する。

< 本部会議構成員 >

- 本部長 市長
- 副本部長 防災担当助役、他の助役、収入役、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者
- 本部員 全部長級職員

(2) 和泉市現地災害対策本部

災害の状況に応じ、災害対策活動の実施を局地的又は重点的に推進するために設置する。

<本部会議構成員>

- 本部長 災害対策本部長が指名する者
- 副本部長 "
- 本部長 "

第2 和泉市の動員体制の整備

和泉市は、災害時の組織体制の整備と併せて、応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制の整備を図る。

1 職員の配備基準及び配備体制

市長は必要に応じ各配備を指令する。なお、市域に震度4以上の地震が発生したときは自動配備とする。

配備名	配備基準	配備体制	
事前配備 1号 2号	災害発生のおそれがある気象予警報により、情報活動の必要があるとき。 東海地震注意情報を受けたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	気象予警報等の情報収集、伝達及び状況に応じ災害応急対策活動の準備に必要な体制	
警戒 配備	風水害 1号 2号	風雨等による災害の発生が予想されるが、時間、規模等の推測が困難なとき。 小規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	気象情報、災害情報の収集、伝達及び状況に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
	震災 1号 (自動) 2号	市域に震度4の地震が発生したとき(自動配備) 東海地震に係る警戒宣言が発令されたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	被害情報等の収集、伝達及び被害状況又は予想される被害に応じ必要な災害予防、応急対策に係る体制
非常配備A	中規模災害が発生したとき。 小規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、概ね職員の1/3を動員する。	
非常配備B	中規模災害が発生し、市長が必要と認めたとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、概ね職員の2/3を動員する。	
非常配備C	市域に震度5弱以上の地震が発生したとき(自動配備)。 大規模災害が発生したとき。 その他市長が必要と認めたとき。	全般的な応急対策・復旧対策を実施するため、全職員を動員する。	

2 勤務時間外における職員の動員体制

(1) 配備指令等の早期情報伝達

職員の緊急連絡網を整備するとともに、市長が必要と認めたときは、あらかじめ「自宅待機」を指示することにより、配備指令等の情報伝達の迅速化を図る。

(2) 緊急対策員、緊急避難所員の指名

市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づく「災害対策本部事務局職員」、「避難所担当職員」が参集するまでの間、初期活動としての災害応急対策を

実施するため、市長は、市庁舎周辺に居住する職員のうちから「緊急対策員」をあらかじめ指名し、また、教育長は、教職員等のうちから「緊急避難所員」をあらかじめ指名する。

(3) 職員の自主参集

職員は、市域に震度4以上の地震が発生したときは、和泉市災害応急対策実施要領に基づき指定された場所に、自主的に参集する。

この場合、上記(2)の「緊急対策員」及び「緊急避難所員」に指名された職員は、緊急対策員及び緊急避難所員として指定された場所に自主参集する。

第3 防災関係機関の組織体制の整備

災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、防災に係る組織動員体制の整備を図る。

第4 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるように、防災中枢機能等の確保、充実を図るものとする。

1 防災中枢施設の整備

市は、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努めるものとする。

また、代替施設の選定などのバックアップ対策、自家発電設備等の整備などに努めるものとする。

2 災害対策本部用備蓄

災害対策本部用として、飲料水・食料等を備蓄する。